

重要事項説明書

介護老人保健施設 ハートケア横浜
訪問リハビリテーション
介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

①.事業者概要

- 事業者名
医療法人社団愛友会 介護老人保健施設 ハートケア横浜
(介護予防) 訪問リハビリテーション
- 事業開始日
2008年4月1日
- 事業者住所
〒220-0011
神奈川県横浜市西区高島1-4-18
- 事業者番号
1450380006
- 代表者氏名
中村 康彦
- 管理者氏名
高橋 悟
- 電話番号
045-440-0722 (代表番号)
045-440-1169 (フロア直通)
- FAX番号
045-440-0723
- 併設サービス
介護老人保健施設
(介護予防) 短期入所療養介護
(介護予防) 通所リハビリテーション
居宅介護支援

②.事業の目的と運営方針

- 事業の目的
医療法人社団愛友会が開設する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業所「医療法人社団愛友会介護老人保健施設ハートケア横浜」(以下、「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下、「理学療法士等」という。)が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とします。
- 事業の運営方針

1. 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとします。
2. 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者としてします。
3. 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
4. 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとします。

③.事業所の職員体制

- ・ 管理者 1名（常勤兼務1名）
 - ・ 医師 3名（常勤兼務1名、非常勤兼務2名）
 - ・ 理学療法士 1名（常勤兼務1名）
 - ・ 作業療法士 3名（常勤兼務3名）
 - ・ 言語聴覚士 1名（常勤兼務1名）
- ① 管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行います。
 - ② 医師は訪問リハビリテーション計画書及び介護予防訪問リハビリテーション計画書（以下「訪問リハビリテーション計画書等」という。）の作成にあたり、利用者の診察を行います。
 - ③ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行います。

④.営業日及び営業時間

- ・ 営業日 月曜日から土曜日までとします（祝日は営業します）。但し、12月31日から1月3日までを除きます。
- ・ 営業時間 8：30～17：30
- ・ サービス提供時間 9：00～17：00
- ・ 連絡体制 営業時間中の連絡が可能な体制をとります。

⑤.サービス提供区域

サービス提供地域は以下の通りとなります。

- ・ 横浜市西区 全域
- ・ 横浜市中区
三ツ沢上町、三ツ沢中町、三ツ沢下町、三ツ沢東町、三ツ沢南町、三ツ沢西町、沢渡、松ヶ丘、高島台、上反町、台町、金港町、鶴屋町1～3丁目、青木町、大野町、栄町、桐畑、幸ヶ谷、栄町、反町1～4丁目、広台太田町、旭ヶ丘、栗田谷、松本町1～6丁目
- ・ 横浜市保土ヶ谷区
岡沢町、鎌谷町、宮田町1～3丁目、天王町1～2丁目、神戸町、岩間町1～2丁目、西久保町、帷子町1～2丁目、岩井町、霞台、桜台1丁目、月見台
- ・ 横浜市中区
内田町、桜木町1～3丁目、花咲町1～3丁目、宮川町1～3丁目、野毛町1～4丁目、日ノ出町1～2丁目、初音町1～3丁目、英町、赤門町1丁目、若葉町1～3丁目、伊勢佐木町1～7丁目、曙町1～5丁目、末吉町1～4丁目、弥生町1～5丁目、長者町1～9丁目、福富町西通、福富町東通、福富町仲通、末広町1～3丁目、吉田町、相生町1～6丁目、南仲通1～5丁目、北仲通1～6丁目、新港1～2丁目、海岸通1～5丁目、元浜町1～4丁目、本町1～6丁目、弁天通1～6丁目、太田町1～6丁目、住吉町1～6丁目、常盤町1～6丁目、尾上町1～6丁目、真砂町1～4丁目、港町1～6丁目、羽衣町1～3丁目、蓬萊町1～3丁目、山吹町、富士見町、山田町、千歳町、三吉町、扇町1～4丁目、不老町1～3丁目、翁町1～2丁目、寿町1～4丁目、松影町1～4丁目、吉浜町、万代町1～3丁目、日本大通、山下町
- ・ 横浜市南区
伏見町、三春台、庚台、清水ヶ丘、永田東3丁目、南太田1、3、4丁目、前里町1～4丁目、西中町1～4丁目、白金町1～2丁目、日枝町1～5丁目、南吉田町1～5丁目、山王町1～5丁目、吉野町1～5丁目、新川町1～5丁目、二葉町1～4丁目、高砂町1～3丁目、高根町1～4丁目、白妙町1～5丁目、浦舟町1～5丁目、真金町1～2丁目、永楽町1～2丁目、万世町1～2丁目

⑥.提供するサービスの内容

- ・ 事業者は、事業所の医師の診療に基づき、利用者の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載した訪問リハビリテーション計画書等を作成するとともに、訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供します。
- ・ 理学療法士等は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を記載します。

⑦.利用料やその他の費用の額

- ・ 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割、3割の額となります。
- ・ 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに要した交通費は、通常の事業の実施地域を超えた所からその実費を徴収します。尚、自動車を利用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた所から、片道1キロメートルあたり100円を徴収します。
- ・ 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

⑧.相談・苦情申し立て方法

- ・ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

担当窓口 訪問リハビリテーション提供責任者 中西 弘志

電話番号 045-440-0722（代表）

FAX番号 045-440-0723

対応時間 9:00～17:30（月曜～土曜）

- ・ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

横浜市西区高齢・障害支援課 045-320-8491

横浜市中区高齢・障害支援課 045-224-8163

横浜市神奈川区高齢・障害支援課 045-411-7019

横浜市南区高齢・障害支援課 045-341-1138

横浜市保土ヶ谷区高齢・障害支援課 045-334-6394

横浜市健康福祉局介護事業指導課 045-671-3461

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課
045-329-3447

⑨.従業員の研修について

当施設は、職員の資質向上のために研修の機会を次の通りとします。

- ・ 採用時研修、採用後1ヶ月以内
- ・ 継続研修、月2回

⑩.事故発生時における対応方法

- ・ 理学療法士等は訪問リハビリテーション等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。
- ・ 事業者は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- ・ 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとします。
- ・ 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

⑪. 守秘義務及び個人情報の保護

- ・ 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。
- ・ 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。
- ・ 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとします。

⑫. 身体の拘束等

- ・ 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

⑬. 虐待の防止等

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ・ 虐待防止のための指針を整備します。
- ・ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ・ 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

神奈川県横浜市西区高島1丁目4-18

医療法人社団愛友会 介護老人保健施設ハートケア横浜

(介護予防) 訪問リハビリテーション

管理者 氏名 高橋 悟 印

説明者 氏名 井川 亮 印

私は、重要事項説明書に基づいて、事業者から重要事項説明書の説明を受け同意致しました。

利用者 住所

氏名

代行者 住所

氏名

続柄 ()
